

平成23年度 東近江市職員採用試験案内

1 試験区分、職種及び採用予定人員

試験区分	職 種	採用予定人員
初 級	事 務 職	1 名程度

2 受験資格

- (1) 次に該当する人が受験できます。
初級事務職 平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人
- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ア 成年被後見人及び被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 東近江市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験

- (1) 日 時 平成23年9月18日（日）午前8時50分から
- (2) 場 所 東近江市役所別館
東近江市八日市緑町11番17号
- (3) 方 法 高校卒業程度の教養試験及び適性検査
(教養試験分野 = 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能)
- (4) 結果発表 第1次試験の結果は、10月上旬に受験者全員に通知します。

4 第2次試験

- (1) 日 時 第1次試験の結果発表の際に合格者に通知します。
- (2) 方 法 作文及び面接による試験を行います。

5 最終合格発表

発表は、11月上旬までに第2次試験受験者全員に合否を通知します。

6 採 用

最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から採用が決定されます。この採用候補者名簿は1年間有効です。
採用予定日は平成24年4月1日となります。

7 給与、勤務時間等

- (1) 給与は給料及び諸手当（通勤、扶養、住居、期末・勤勉等の手当）が東近江市職員の給与に関する条例及び規則の規定により支給されます。

初任給月額、次のとおりです。（平成23年4月1日）

・初級事務職 高校新卒者の場合 144,500円程度

- (2) 勤務日及び勤務時間

初級事務職	通常月曜日から金曜日までの完全週休二日制で、勤務時間は通常午前8時30分から午後5時15分までです。
-------	--

- (3) 年次有給休暇は20日あり、2年目以降は繰り越しにより最高40日取得できます。

8 受験手続き及び受付期間等

- (1) 申込用紙は、東近江市総務部職員課に請求してください。

郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱記し、返信用封筒（角3サイズ＝B5用紙が入る）を同封してください。返信用封筒には切手120円を貼っていただくとともに宛名を明記してください。

- (2) 申込用紙に必要事項を記入し、東近江市総務部職員課に提出してください。

郵送で申し込む場合は、封筒の表に「採用試験受験」と朱記し、返信用封筒（長3サイズ）に80円切手を貼って同封してください。

- (3) 受付期間は、次の期間で執務時間中に受け付けます。（郵送による場合は、書留等確実な方法を執ってください。）

（持参の場合）

平成23年8月1日(月)から平成23年8月16日(火)まで（市役所の休日を除く）

（郵送の場合）

平成23年8月1日(月)から平成23年8月12日(金)まで（消印有効）

9 その他

ア 試験会場は、事前に確認ください。

イ 受験票を持参しないと受験できません。

ウ 当日受付は午前8時30分から午前8時45分までです。

エ 筆記具（HB程度の鉛筆、消しゴム等）を持参してください。

= 問い合わせ先 =

〒527-8527

東近江市八日市緑町10番5号

東近江市総務部職員課

電話 0748-24-5601

I P 0505-801-5601